

審 査 基 準

令和8年6月1日作成

法 令 名：警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則
根 拠 条 項：第12条第2項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 第12条第2項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：最寄りの警察署の生活安全担当課
問 合 せ 先：生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 （電話03-3581-4321 内線30312、30313）
備 考：